

東日本大震災に伴う被災信用金庫のお客様への預金払い戻しについて

この度の東日本大震災により被災された皆様に対しまして謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心より祈念申し上げます。

当金庫では、下記被災信用金庫のお客様に対しまして、預金の払い戻し業務を開始しました。

なお、通帳・印鑑をお持ちでないお客様への預金払い戻しも可能ですので、詳しいお手続き方法は、各営業店窓口または下記コールセンターまでお問い合わせください。

記

1. 払い戻し開始日

平成23年3月28日（月）～

2. 対象信用金庫

- (1) 宮古信用金庫
- (2) 石巻信用金庫
- (3) 気仙沼信用金庫
- (4) あぶくま信用金庫
- (5) ひまわり信用金庫
- (6) 杜の都信用金庫

3. 対象顧客・口座

- (1) 普通預金（個人名義口座）
- (2) 貯蓄預金（ “ ” ）

4. 支払限度額

1口座について、1回あたり残高の範囲内かつ10万円以内

※1日の支払限度額は、10万円となります。

5. 手数料

無料

お問い合わせ先

松本信用金庫 お客様コールセンター TEL：0120-0263-39

以 上